

令和7年度採用「秋田県高等学校等奨学金」予約募集要項

公益財団法人秋田県育英会

1. 申込資格

- (1) 申込時点で、保護者が秋田県内に居住していること。
- (2) 中学校等の第3学年に在学し、令和7年4月に県内外の高等学校等へ進学を希望する者で、経済的理由により修学が困難な生徒。

(注1) 中学校等とは、中学校、中等教育学校の前期課程及び支援学校の中等部をいう。

(注2) 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、支援学校の高等部及び専修学校高等課程をいう。

☆収入のめやす

	3人世帯	4人世帯
父の給与収入	480万円以下	700万円以下
母の給与収入	250万円以下	140万円以下
兄弟等		中学生1人

- (3) 中学校等第2学年の学習成績評定 全履修科目平均 3.0以上。
※ただし、家庭状況または学習意欲によっては、3.0未満であっても出願可。
- (4) 勉学意欲があり、目標に向かって頑張っている生徒。

【注 意】

- ◆高等専門学校（高専）へ進学した場合、本会の奨学金を受けることはできません。
- ◆高等学校定時制・通信制課程修学資金の貸与または特別支援教育就学奨励費の給付と、本会の奨学金を同時に受けることはできません。
- ◆貸与中に県外へ一家転住した場合は、本会の奨学生としての資格を失うことになります。

2. 貸与月額

	自宅月額	自宅外月額
国・公立	18,000円	23,000円
私 立	30,000円	35,000円

※自宅外月額の対象者は、寮及び下宿など自宅以外から通学する生徒です。

※通信制課程の奨学生の貸与月額は自宅月額を適用します。

- ◆貸与期間：令和7年4月から高等学校等の標準修学年限の期間（在学中3年間または4年間）
- ◆貸与方法：振込先：秋田銀行本・支店の奨学生名義の預金口座
振込日：原則として偶数月の17日（2ヶ月分振込み）※初回のみ4月末日

3. 募集・選考について

学力と所得との総合判定。また、学習意欲等や家庭状況も考慮する。

- ◆募集人数：100名程度
- ◆申込先：在学している中学校
- ◆申込み締切：令和6年 月 日（ ） *学校の指示によってください。
- ◆採用結果：令和6年 12月中旬 *可否は中学校へ通知します

4. 提出書類

申込み書類は次の①～⑤となります。

- ①申込書 ②住民票 ③兄弟の在学証明書 ④父母の令和6年度 所得証明書 ⑤その他控除書類

書類の詳細については下記の表を確認してください。

①	【注意】連帯保証人は民法で定める親権者または後見人としてください。
②	申込者及び家族の方（同一生計）全員の「住民票」 ※下記2つの条件を満たしている住民票を提出ください ○本籍・続柄が記載されているもの ○令和6年10月以降に発行されたもの ※マイナンバーの記載は不要です ※別生計者が記載されている場合は、氏名の横に別生計と記載してください。 ※単身赴任等で別に暮らしているが、申込者とは同一生計の場合は、住居を構えている所の住民票が必要です。ただし、申込者以外の高校生以上（含予備校）の学生の分は不要です。
③	家族で高校生以上の学生の方（含予備校）の在学証明書の原本、または学生証の写し
④	申込者の父母それぞれの所得に関する書類 ○「令和6年度 所得証明書」 市町村発行のもので、全部事項記載のもの。市町村によって名称が異なります。 ※ 母子・父子世帯の場合は1名分の所得証明書 ※ 収入が無い場合でも、0と記載されている所得（非課税）証明書を提出してください 【注意】 ◇源泉徴収票や確定申告書控えを所得証明書の代わりに提出することはできません ◇審査上必要とする金額は、令和5年分です ◇上記以外にも書類の提出を求めることがあります
⑤	控除に関する書類（必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。） (ア)障害のある方がいる世帯 障害者手帳、療育手帳の写し (イ)長期療養中で医療費控除を申告している方がいる世帯 令和5年分確定申告書控え（医療費控除の明細書）の写し 実際に医療機関に支払った金額が必要です。領収書は不可。 (ウ)両親のいずれかが単身赴任している世帯 ①単身先の1ヵ月の家賃が分かるものの写し （アパートの賃貸契約書、給与から天引きされている場合は給与明細等） ②別居住であることが分かるものの写し （光熱費や公共料金の納付書等、住所の記載があるもの） (エ)令和5年中に火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 罹災・被災証明書、令和5年中の被害額が分かるものの写し、盗難届出証明書の写し等 保険等で補填された場合はその額が分かるものの写し

提出書類について不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【申込みにあたって必ずお読みください】

本会の奨学金は卒業後に返還が必要な貸与型奨学金です

◎返還について

下記のそれぞれ次の時期に分割返還の手続きをする借用証書を作成していただきます。

- 辞退等の異動が生じた場合・・・異動が生じた時点
- 高校卒業時まで貸与を受けた場合・・・卒業年の11月ごろ

借用証書作成にあたり、申込時に「連帯保証人」として立てた方以外に「出願者(奨学生)」及び「連帯保証人」とは別生計の方で原則として65歳以下の方を「保証人」として立てていただきます。

また、借用証書には「連帯保証人」及び「保証人」の実印を押印の上、印鑑登録証明書と住民票を添付していただくこととしておりますので、ご承知おきください。

(令和6年9月現在)

1 返還期間 貸与期間の3倍の期間内

【注意】全額返還の義務があります。正当な理由もなく返還期間が過ぎても返還されない場合は、年利率5%の延滞利息が課せられます。

2 返還方法 貸与期間が終了し6ヶ月経過後、「月賦」「年賦」および「半年賦」のいずれかにより、奨学金の振り込み口座として本会へ届け出た口座と同じ口座から引き落としにて返還していただきます。

(例) 公立高校3年間(自宅月額)貸与を受けた場合 貸与総額:648,000円
月払い返還:6,000円 年払い返還:72,000円 半年払い返還:36,000円

私立高校3年間(自宅月額)貸与を受けた場合 貸与総額:1,080,000円
月払い返還:10,000円 年払い返還:120,000円 半年払い返還:60,000円

3 その他 「秋田県高等学校等奨学金」は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。 奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「kocchake!」の特設ページをご覧ください。

詳しくはこちらから↓↓

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 TEL: 018-860-3751
「Kocchake!」URL: <https://kocchake.com/pages/p4957/>

～ 提出書類チェック表 ～

1	各自自署・押印（別々の印鑑）していますか。 ※自署でないと思われる場合は書き直しを依頼します。	
2	連帯保証人は、親権者（父・母）または後見人の方ですか。	
3	家族調書の就学者について、「設置者」「就学者控除」及び「通学別」欄は選択しましたか。	
4	家族調書の所得から差し引かれる項目の太枠内について、「はい」か「いいえ」に○を しましたか。	
5	申込者の家族で高校生以上の学生（予備校含む）がいる場合、在学証明書の原本または 学生証の写しはありますか。	
6	世帯全員の本籍・続柄が記載された住民票はありますか。 (マイナンバーが記載されていないもの)	
7	収入の有無にかかわらず、父母の（一人親の場合はその方の）所得証明書はありますか。	
8	所得証明書は令和6年度と記載のあるものですか。	

★お願い★

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げることがあります。書類が揃わない場合は選考の対象になりませんので、携帯電話や勤務先等、日中に連絡が取れる電話番号を申込書の連帯保証人欄「日中の連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。

また、ご提出いただく書類が多いため、募集要項を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、本会または在学している学校へお問い合わせください。

公益財団法人 秋田県育英会

〒010-0951

秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎5階

TEL:018-860-3552 FAX:018-860-3555

Mail:postmaster@akita-ikuei.jp